

「茅ヶ崎市環境基本計画年次報告書（令和7年度版）」に対する  
市民意見及び市の考え方

1 募集期間 令和7年5月22（金）～ 6月13日（金）

2 意見の件数 44件

3 意見提出者数 7人

4 内容別の意見件数

項目	件 数
全般	1件
はじめに	3件
政策目標1 自然と人が共生するまち	25件
政策目標2 良好的な生活環境が保全されているまち	6件
政策目標3 資源を大切にする循環型のまち	1件
政策目標4 気候変動に対応できるまち	3件
政策目標5 環境に配慮した行動を実践するまち	2件
資料編	3件
合計	44件

## 5 意見の内容

### 全般について

No.	ページ	意見の内容	市の考え方
1	全般	<p>昨年も記載しましたが、環境基本計画は2021年に改訂されてから、この年次報告書を作る意味がなくなっているように思います。市民からの意見は毎年少なくなっていると思うし、何ら市民の意見が次の計画や年次報告書の作り方に反映されていないためで、もうあきらめてしまう市民が多くなっているのではないでしょうか。</p> <p>特に、茅ヶ崎市の環境を改善するための環境基本計画のはずが、その環境を総合的に責任を持って実施する担当課はなく、予算も総合的に考えられたものではありません。それをただ、環境基本計画が環境政策課の担当だからと、特に自然環境に関しては実際に関わっていない職員が作成し、その検証を環境審議会が行うことに意味があるのだろうかと疑問に思っています。</p> <p>審議会は、担当課に言われたことだけではなく、審議会としての独立性があり、自分たちで実際に調査・検証する権限を持っています。その権限を使って、審議会の委員の皆さんには、各担当課に事業評価の内容等を吟味し、ほんとうにこれで政策目標が達成できる施策が毎年実施されているのか、考えていただきたいと思います。特に、法律や条例、計画と照らし合わせて、これで茅ヶ崎市の自然環境は守れるのかどうか、何が足りないのか、十分な審議をしてくださるよう、お願ひいたします。</p>	<p>茅ヶ崎市環境基本計画年次報告書に対する市民意見は、審議会に報告し確認をいただくとともに、関係課とも共有しています。</p> <p>なお、年次報告書に対する市民意見の件数と提出人数は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>令和4年度版：5件（1人）</li><li>令和5年度版：34件（4人）</li><li>令和6年度版：26件（4人）</li><li>令和7年度版：44件（7人）</li></ul> <p>茅ヶ崎市環境基本計画は、「茅ヶ崎市総合計画」を上位計画とする分野別計画であり、環境施策を総合的かつ体系的に推進するための指針となるものです。このため、「茅ヶ崎市みどりの基本計画生物多様性ちがさき戦略」等の個別計画との整合を図りながら施策を定め、取り組みの実施や評価を行うとともに、審議会での審議の際には、関係課も同席するなど、連携を図っています。</p> <p>なお、本計画の具体的な取り組み内容については、財政の見通しを踏まえて策定される総合計画及び実施計画との整合を前提とし、これらの計画における事業の優先度に基づき、実施事業の範囲を改めて判断しています。</p> <p>審議会に関する御意見については、年次報告書に対する御意見と併せて、審議会に共有しました。</p>

## はじめに について

No.	ページ	意見の内容	市の考え方
2	3	*印の説明が無い。（「用語集に記載している事項」でしょうか）	3ページで*印のある用語（環境基本計画、茅ヶ崎市環境基本条例、温室効果ガス、生物多様性、循環型社会、低炭素社会、地球温暖化、地球温暖化対策の推進に関する法律、気候変動適応法）については、すべて用語集に記載しています。 なお、3ページの「茅ヶ崎市環境基本計画」は「環境基本計画」、「資源循環型社会」は「循環型社会」として用語の説明を行っています。
3	3	環境基本計画が改訂された経緯（国内外の情勢、法令の整備等）をキッチリ整備して記載すること。用語集と統一して。	本書は、報告書として取りまとめているため、環境基本計画の改訂経緯についての詳細な記載は行っていません。 改訂経緯の確認については、環環境基本計画をご参照ください。
4	4 9	「生き物→生息・生育」、「植物→生育」、「動物→生息」に全ページで統一確認すること。何度も指摘している。環境系の報告書のイロハ。（「生きものの生息域」となっている。正しくは、「生きものの生息・成育域」）	次年度の報告書では、用語や表記を統一して記載します。

## 政策目標 1 自然と人が共生するまち について

No.	ページ	意見の内容	市の考え方
5	9	<p>毎年同じことを書いているような気がします。</p> <p>この政策目標を達成するために、記載されている施策内容で実施できると本当に考えていますか。</p> <p>特に「多様な生きものが生息・生育できる環境に復元しつつある」対象のある場所はどこで、どのような施策がされていますか。</p> <p>「住宅地の緑化は進んでいる」のはどこの場所で、どのような手を打っていますか。</p> <p>とりわけ、自然環境に関しては、次の基本方針にある「生物多様性の保全」を守る条例も規則もガイドラインも作成されていません。自然環境を担当している景観みどり課は、茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）に記載があった「生物多様性のガイドラインを作成」に全く手を付けず、10年そのままにして、その代わりに緑化ガイドラインの策定をすると記載しています。緑化のガイドラインでは、公有地や民有地の開発時に緑化をどうするか、開発のための規定であり、生物多様性の自然環境の保全とは全く違うものです。その緑化ガイドラインさえ、未だに他市の先進事例を研究しているような状況というのを理解に苦しみます。</p> <p>多くの市民が理解して、外来種の除去や少なくなった自然環境の大切さや希少種の保全等に協力してもらうためには、生物多様性のガイドラインが必要だと考えます。もう一度、検討してください。</p> <p>また、政策指標は、以前のことがわからない市民のアンケートで指標になるとは思えません。この中の③の緑地面積は、唯一具体的な数字ですが、法的に網がかかっている場所以外は入っていません。でもそれでさえ減っています。多分これからもどんどん減って行くことでしょう。</p> <p>特に参考データでは、自然的土地利用の割合が都市計画区域、市街化区域、市街化調整区域のどこの区域も減っているという結果が出ています。これではどうにもなりません。</p> <p>言葉だけの目標を掲げても空しいだけですの、もう一度実質的な施策をどうするか、考えてほしいと願っています。</p>	<p>御指摘いただきました【10年後の茅ヶ崎市のイメージ】にある「多様な生きものが生息・生育できる環境に復元しつつある」の対象場所は、説明冒頭で「多様なみどり」として挙げている「北部丘陵、海岸、農地、市街地の樹林など」を指し、施策①から⑥の中で具体的に取り上げています。</p> <p>また、「住宅地の緑化が進むなど」の「住宅地」については、住宅のあるエリア全体を指し、保存樹林及び保存樹木の所有者からの相談に応じ、現地調査等を実施し、状況に応じた助言を行っています。あわせて、市民の方々を対象に、生物多様性に関する講演会やイベントの開催、SNS等を活用したの普及啓発を行い、緑化や自然環境への意識向上を促しています。</p> <p>生物多様性ガイドラインの作成については、過去に市民からの政策提言に対し、市として「緑化ガイドラインに生物多様性の視点を盛り込む」旨を回答した経緯があります。</p> <p>本市においては、民有地の開発行為が、既存のみどりが失われる大きな要因です。緑地の開発行為そのものを抑止・規制することは難しく、開発行為によって失われるみどりを少しでも回復させるため、条例に基づき、一定規模以上の開発行為には、緑地面積や樹木本数を定め、市民及び事業者の皆様の御理解のもと、みどりの創出に取り組んでいます。</p> <p>今後は生物多様性の保全の観点からも、みどりの質の向上に資するガイドラインを作ることを目指していきます。</p> <p>緑化ガイドラインに加え、生物多様性の保全については、様々な手法で啓発を続けていきます。</p> <p>政策指標等に関する御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>

No.	ページ	意見の内容	市の考え方
6	10	<p>参考データにある「みどりの保全地区」について。自然環境の保全をするためにこの条例があるとしている茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例の中の「みどりの保全地区」は、全く指定されていません。現在の茅ヶ崎市では、この仕組みは機能しないと、昨年も記載しました。現実の茅ヶ崎市の中でどのような場所がこの保全地区に当たはまるのか、教えてほしいし、そこの地権者には働きかけをしているのか、教えてください。</p> <p>令和6年実績の事業評価の中で、「～生態系ネットワークの保全が進みました」と記載がありますが、そのほとんどは市民団体が担っているものです。その市民団体に対して、担当課は、協働する場合の必要な活動の補助やお互いに協力していくこうという姿勢がなく、市に協力することが嫌になるような対応をされる場合が多いのはどうしてでしょうか。市としては反省すべきと思います。</p> <p>自然環境の保全には、市民の力が不可欠ですが、そのような考え方を持っていない職員が増えていくばかりです。市民自治とは何かを考えてほしいと思います。</p>	<p>みどりの保全地区については、特別緑地保全地区周辺の自然環境保全上、主要な地域に設けることを想定していますが、現時点では、地区指定の候補地はありません。</p> <p>自然環境の保全にかぎらず、みどりを守っていくためには、市・市民・事業者が、それぞれの立場で協力できる関係性を築ければと考えています。</p>
7	10 14 15 67	「代償ミティゲーション」は用語集にはない。「代償」は不用では？ 必要であれば用語集を変更。	<p>「ミティゲーション」は、人間の活動によって生じる環境負荷を軽減するための行為であり、5つの段階に分類されます。本市が実施しているミティゲーションは、この5段階のうち「代償」に該当するものであることから、よりイメージしやすいよう「代償ミティゲーション」としました。</p> <p>一方で、用語としては「ミティゲーション（代償）」とする方が適切であると考えられるため、用語集への補足について検討します。</p>
8	10	「シードバンクの実施」の説明が無い。説明不足。埋土種子（シードバンク）を活用した緑化技術のことか。	「シードバンクの実施」については、「シードバンク（埋土種子）の保存の実施」とするほうが適切な表現となります。説明が不足しているため、今後の表記について留意していきます。

No.	ページ	意見の内容	市の考え方
9	10	<p>成果1行目：清水谷・赤羽根十三図、平太夫新田など市民活動団体や事象者が外来種の抜き、、、について、行谷が抜けています。茅ヶ崎野外自然史博物館では行谷の谷戸部の休耕田を地主さんからお借りし、保全管理作業を15年前から続けています。年次報告書の原稿を作成する際に、記述内容や事実関係を十分に確認することなく前年の内容を少し書き換えるだけで済ませていると、私達がやってきた15年の努力は入らないことになります。自然環境分科会のヒアリングにも野外博事務局長が出席していますし、アンケートも毎年出しています。それも参考にして原稿を作成しないと、エコワーク時代のいろいろな過ちが修正されないままとなってしまいます。</p> <p>成果1行目：「在来種の育成」について、植物園ならともかく、特別緑地保全地区で「育成」はあり得ません。保全管理作業を実施することは良いですが、特別緑地保全地区内で自然環境の改善を図ることなく植物園のように植物を栽培・播種してしまったら特別緑地保全地区としての価値は喪失してしまいます。この文は削除してください。</p> <p>成果1行目：「生態系ネットワークの保全」について、「生物多様性の保全」、「生態系ネットワークの構築」あるいは「生態系ネットワークの維持」という言い方はありますが、「生態系ネットワークの保全」という表現はありません。用語の修正が必要です。</p> <p>課題3行目：「未整備箇所が多数ある」について、現状市が管理できる緑地はそれほど多くないはずです。「未整備箇所が多数」とはどこの場所を指しているのでしょうか。</p> <p>課題5行目：「シードバンクの実施」について、何を言おうとしているのか、意味不明です。「シードバンクの確保」ということなのでしょうか。</p>	<p>本年次報告書は、市が主体となって実施した取り組みを記載していることから、市民団体が主体となって行っている保全活動については、掲載していません。</p> <p>「在来種の育成」については、平太夫新田において実施したオギの移植及びオギ原育成のための除草等を示しています。</p> <p>「生態系ネットワークの保全」については、今後の表記を検討します。</p> <p>「未整備箇所が多数」については、例えば、1つの特別緑地保全地区内でも、伐採・剪定や土留の設置など、様々な整備を要とする箇所があるのが現状です。文中で表現した「未整備箇所」は、こうした箇所を示しています。</p> <p>また、「シードバンクの実施」については、No.8の市の考え方を御参照ください。</p>

No.	ページ	意見の内容	市の考え方
10	11	<p>赤羽根十三図周辺特別緑地保全地区は、毎週保全作業が行われている清水谷と違つて、単発的に景観みどり課が声をかける市民だけが保全作業に参加できるという体制を取つていて、年に5回の保全作業しか実施していません。これでは、特別緑地保全地区としての保全は難しいと思います。審議会委員の方は、現状を確認してください。今後、多くの市民に働きかけ、参加してもらえるような研修等をすべきと考えます。それが今後のより良い保全管理につながると考えます。</p> <p>平太夫新田は、市民団体「相模川の河畔林を育てる会」が現在は茅ヶ崎市が占用しているオドリコソウの生育地のみの保全活動を実施しています。平太夫新田としての区域の将来像が描けておらず、市民に対してきちんとした保全のための計画を検討し、地域住民に対しての協力の要請等のメッセージを出すべきです。</p> <p>柳谷は、県による里山公園としての管理の中に、多くの市民が関わり、柳谷の自然に学ぶ会も協力しています。この書き方はおかしいと考えます。</p>	<p>赤羽根十三図周辺特別緑地保全地区は、主として保全活動を実施している湿地の面積が狭く、踏み荒らし等の影響を考慮すると、作業に参加できる人数が限られます。加えて、市内で希少な植物が多く生育しているため、植物の判別ができる知識を有する方でなければ作業の実施が難しいことから、積極的に活動を広げることはしてきました。しかし、市として実施する事業である以上、特定の市民にのみ依頼を行う姿勢は改めていくべきと認識しています。また、自然環境の保全の担い手を育てることは、特別緑地保全地区のみならず、市全体の自然環境を保全することに繋がります。</p> <p>これらのことから、市では現在、保全活動の担い手を育成するための手段を検討しています。</p> <p>平太夫新田についての御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>柳谷については、管理主体が県となっています。この報告書は、あくまで市が主体となって実施した事業についての報告書であり、市内全域での様々な主体による活動内容を網羅した報告書ではありません。</p>
11	11	「行谷では、神奈川県の小出川河川改修事業の進捗に伴い、保全作業は実施できませんでした。」について、この表現は明らかな誤りです。自然環境評価調査でコアマップ対象地区に抽出された「行谷」は、谷戸側の田んぼや休耕田を中心とした湿地と小出川の氾濫源である遊水地予定地の両方です。茅ヶ崎野外自然史博物館では、2010年から15年にわたり休耕田0.3haをお借りして保全管理作業を行っています。「関東水とみどりの拠点100選」にも選ばれています。現在環境省の自然共生サイトにも登録申請中です。	この年次報告書では、市が主体となって実施した内容を記載しています。そのため、市民団体が主体となって行っている保全活動については記載していません。
12	12	「希少種の保全」について、茅ヶ崎市において「希少種」として定義された種類はありません。しいて言うならば、「希少性のある種」でしょうか。	「茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略」及び「清水谷特別緑地保全地区管理計画」の記載に合わせ、今後は「希少性のある種」という表現に改めます。

No.	ページ	意見の内容	市の考え方
13	12	北部地区の緑地に対する維持管理も重点事業としての伐採も清水谷ですが、この伐採に関しては、十分に清水谷の林床の保全を行う維持管理がされないで実施されたはず。その点は、課題として記載すべきではないかと考えます。	清水谷重点保全事業の実施にあたっては、事前に清水谷で活動する市民活動団体の方々と複数回にわたり現地で立ち合いを行い、その結果を踏まえ、林床の保全に細心の注意を払って事業を実施しました。 一方で、今回のご指摘を踏まえ、今後、大規模な伐採等を実施する際には、より一層、林床の保全に配慮しながら事業を進めていきます。
14	13	特に重要度の高い自然環境を有する地域について、平太夫新田地区は生物多様性が高いわけではなく、コリドーとしての機能が評価され、コアマップ対象地区7地区の一つとして抽出されました。指標種の種類はそれほど多くありません。長谷は貧栄養草地に依存する生物が見られることで評価されましたが、その後に所有する学校府法人が盛り土してしまい、生物多様性が顕著に低下しています。柳島は生物多様性が高いわけではありませんが、海岸周辺の砂地に生息・生育する動植物が見られるという固有性が評価されました。以上は自然環境評価調査の概要報告を読めばわかることです。不正確な表現は、市民に誤解を与えててしまいます。正確な表現に修正してください。	「特に重要度の高い自然環境を有する地域」の表記については、いただいた御意見も踏まえ、環境基本計画の中間見直しの際に修正します。
15	13	この図の中で生きものの移動経路として重要な場所であるとされている大曲には、公園が作られたが、何ら生きものることを考えているとは思えない植栽です。でも、みどり審議会も景観審議会も通過しているので、どうなっているのでしょうか。	御意見として、今後の参考とさせていただきます。

No.	ページ	意見の内容	市の考え方
16	14	<p>成果として、開発行為等に伴う植物を中心とした代償ミティゲーションの実施の記載があります。昨年度も記載しましたが、このミティゲーションのために多くの時間を費やしたにも関わらず、移植後の管理を誰が実施するのかなど、責任の所在がはっきりしないために移植した植物が十分な管理をされず、どこに行ったか分からぬ状況になっています。</p> <p>今後は、きちんとした公的な場所の設定と管理の在り方を明記し、市民に協力を求めることが視野にシステムを策定すべきと考えます。そうしないと、開発のスピードが速いために、希少種や指標種だけでなく、在来種までも消えていきます。</p> <p>無責任なミティゲーションをしても何も意味がないと思いますので、早急な保全管理のためのシステムを構築してください。</p>	<p>ミティゲーションの継続については、移植場所の設定に加え、移植対象とする種の選定や、移植の際に植物を同定する能力を有する職員の育成が可能か等、様々な課題があります。</p> <p>現在、これまで実施してきたミティゲーションの在り方を改めて見直すとともに、持続可能な維持管理の体制について、検討及び改善に取り組んでいます。</p>
17	14	課題1行目：「調査員の育成や専門性のさらなる向上が重要」について、市が、調査員について思うには不適切です。自然環境評価調査は全種調査と比較しても遜色ない結果を出すために編み出された調査方法で、調査員がすべての種を同定できなくても指標種がわかれれば調査ができる可能な画期的な調査方法です。また、昆虫チームなどはそうそうたるメンバーですし、他の分類群でも、フォローをして調査が進んでいます。「今後に向けての課題」として記述した方がいいでしょう。	<p>「調査員の育成や専門性のさらなる向上」については、今後新たに調査員として参入される方々を想定しています。</p> <p>なお、この項目は今後の課題を記載している部分であるため、内容全体が今後の課題となります。</p>
18	14	「緑化ガイドラインの作成」の具体イメージが不明。元々、茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）には『生物多様性の保全・再生のためのガイドライン』（同計画のP. 36、37を参照）があり、みどりの基本計画（生物多様性地域ちがさき戦略）の改訂時に、『すり替えられた経緯』がある。	「緑化ガイドライン」は、市が公共施設を整備する際、または民間事業者が土地利用を行う際に、生物多様性に配慮した施工を行うための緑化面積の基準や自然環境に配慮した工事の実施など、技術的な指南書のような役割を果たすものを想定しています。

No.	ページ	意見の内容	市の考え方
19	14 15 69	<p>*（「茅ヶ崎市環境基本計画年次報告書（令和6年度版）」に対する市民意見及び市の考え方）の10ページ、No.15</p> <p>令和6度版の環境基本計画年次報告書に対する市民意見で、「自然環境評価調査員について、日常的に清水谷、柳谷で活動している方が調査員に応募しましたが、清水谷と柳谷の調査員に選ばれなかった。どのように選別しているのでしょうか。」とお聞きしました。市の考え方として、「自然環境評価調査事業における市民調査員の募集に関して、市民調査員としてご応募いただいた皆さまにおかれましては、辞退された場合を除き、調査員として御協力いただいています。」と返事をいただいているが、答えになつていません。</p> <p>再度お聞きします。日々清水谷で活動している人が清水谷の調査員になれなかつた理由は何でしょうか。清水谷の環境をよく知っている人が清水谷の調査員になつたほうがよかつたと思いませんか。</p>	<p>自然環境評価調査の調査員は、分類群ごとにチームを編成し、チーム内で調査分担を決定しています。チームによって、全員で調査対象地区全てを調査する方法、チーム内で調査対象地区を分担して調査する方法等、チームの事情に応じた方法を取っています。</p> <p>調査方法や調査地区の分担は、チーム内で決めていますが、これまでに調査地区決定方法の改善を求めるお声はいただいていません。</p> <p>調査対象地区に詳しい方が調査を行うメリットはもちろんありますが、違う視点を持つ方が調査に参加するメリットもあります。</p> <p>次回調査にあたっては、チーム内での調査分担時に、意思疎通を十分に図るよう留意していきます。</p>

No.	ページ	意見の内容	市の考え方
20	15	<p>自然環境評価調査を実施しているが、以前は市民の中で茅ヶ崎市の各分野の調査を日頃から行っている人たちと事前に話し合いをして、調査の方法等を検討し、途中でも意見交換会を実施して進めていました。でも今は進め方が何処で決まっているのか、明確ではない点で、市民との協働と言える状況ではありません。特にどこを調査するのかなども、どこで決まるのか、自分が活動している場所の調査に参加できない人がいたり、不公平な状況で、どうしてこのようなことが起こるのか、教えてほしいと思います。</p> <p>また、この自然環境評価調査を行うことで、茅ヶ崎の自然環境を守るために使われる信じていましたが、実際にはそうではなくなっており、調査をすることが目的だと公言されている状況です。最初から関わってきた市民としては情けないと思っています。</p> <p>外来種に関する情報発信や拡散防止の推進との記載があるが、その実施内容は各団体が実施している内容が記載されているだけで、逃げ出しの外来種が抑制される必要があるにもかかわらず、その施策はありません。</p> <p>また、清水谷は外来種の抑制で、赤羽根十三図や相模川は具体的な外来種の名前が記載されているのはどうしてですか。</p> <p>相模川の河川敷の占用地域は、市民団体の相模川の河畔林を育てる会もオオブタクサやアレチウリ、コセンダングサ、セイタカアワダチソウなどを駆除しています。</p> <p>駒寄川では、市民団体の駒寄川水と緑と風の会が、ナガエツルノゲイトウの駆除をしているにもかかわらず、記載がないのはどうしてか、教えてください。</p> <p>「緑化のガイドライン策定に向けた検討を再開しました。」と記載がありますが、どんな検討をされたのでしょうか。記載すべきと思います。</p>	<p>自然環境評価調査については、今回も過去に調査に御協力いただいた市民の皆様の中から、各分類群のリーダ・サブリーダーを選出し、調査方法や調査地区について予め御意見を伺い、調整を行ったうえで進めてきました。チームごとにもミーティングの機会を設け、意思疎通を図ってきましたが、参加者の御希望が必ずしも叶えられるわけではなかったということかと思います。今後のチーム運営方法においても留意していきます。</p> <p>第4回茅ヶ崎市自然環境評価調査は、市内の特に重要な自然環境を有する地域の現状把握を目的としたモニタリング調査です。調査対象地区の自然環境の変化を把握し、今後の自然環境保全の施策検討に役立てるという目的は、当初から変わりありません。モニタリングの先にある自然環境の保全策をいかに進めていくかについては、依然として課題が多い状況です。</p> <p>外来種の抑制については、報告書のとおり、市職員による駆除事例もありますが、市全域で行政が駆除を実施することは人的・費用的に現実的ではないため、市民の自発的な駆除活動参加を促す啓発に力を入れています。</p> <p>また、清水谷では、日常的にトキワツユクサやセイタカアワダチソウ、コセンダングサ等、外来種の駆除を行っていることは把握していますが、他の地域（赤羽根十三図や平太夫新田）では、駆除対象となる種の個体数に偏りが大きく、代表的な駆除対象が限定的であったため、報告書に種名を記載しました。なお、「清水谷を愛する会」は、市と協定を締結し、市と協働しながら清水谷特別緑地保全地区で活動している市民団体です。そのため、本報告書に記載していますが、その他の団体単独の活動は、記載していません。</p> <p>緑化ガイドライン策定については、過去に市が検討してきた内容の確認とともに、開発行為時に条例に基づき設けることが規定されている、緑地の緑化指導内容の精査を実施しました。この緑化指導の内容が、今後作成していく緑化ガイドラインのベースと考えています。</p>

No.	ページ	意見の内容	市の考え方
21	15	ミティゲーションは、人間自身が避難したわけではないので、「退避」ではなく、「移植」です。	御意見として、今後の参考とさせていただきます。
22	15	「緑化ガイドライン策定に向けた検討を再開」とは。いつ中断し、その理由は、検討の具体的な作業は。	<p>緑化ガイドライン策定の検討については、平成21年度に策定された「茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略」から検討が開始されています。</p> <p>当初は、生物多様性の保全の視点ではなく、景観保全的な要素を強く意識したものを想定していました。</p> <p>その後、茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例の改正検討に合わせ、緑化ガイドラインについても策定を進める予定でしたが、条例改正が進まず、平成29年度まで検討が中断されました。</p> <p>平成30年度に現行の「茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略」を策定し、そこから再度緑化ガイドラインの検討が再開されました。しかし、時代の変化に伴い、当初想定していた景観保全的な要素だけでなく、生物多様性の保全、防災・減災機能など、みどりに求められる社会的要素が大きく変化したため、それまでに築いてきた検討内容の大幅な変更を余儀なくされました。</p> <p>令和2年度前後は、新型コロナウイルス感染症の流行を受けたため、令和5年度まで再度検討を中止していました。</p> <p>緑化ガイドラインの検討内容としては、過去に市が検討してきた内容の確認とともに、開発行為時に条例に基づき設けることが規定されている緑地の緑化指導内容の精査を実施しました。この緑化指導の内容が、今後作成していく緑化ガイドラインのベースと考えています。</p>

No.	ページ	意見の内容	市の考え方
23	15 69	<p>*（「茅ヶ崎市環境基本計画年次報告書（令和6年度版）」に対する市民意見及び市の考え方）の8ページ、No.17</p> <p>植物のミティゲーションについて、令和6度版の環境基本計画年次報告書に対する市民意見でお聞きしました。市からの考えてとして、「植物等対象となる生きものの移植実施及びその後の維持管理、継続的なモニタリング等、ミティゲーションに関する一連の手法については、引き続き検討を進めていきます。*」という返事をいただきました。これも検討結果を教えてください。</p>	<p>ミティゲーションに関する検討は、次の段階で進めています。</p> <p>①どこに何を移植したのか ②移植した時期はいつか ③現在の状況 ④管理上の課題と解決策</p> <p>このうち、①、②は整理がほぼ終了し、現在は③の確認を進めています。植物は種ごとに確認適期が異なるため、確認に時間を要しています。同時並行で④については、移植場所が分散していることから維持管理に多大な労力を要するものを再移植して管理対象地をまとめると、取り組みを進めています。</p>
24	16	生物多様性のガイドラインもなく、市民にどんな具体的な生物多様性に関する理解を深めてもらえるのでしょうか。私には理解できません。	<p>生物多様性ガイドラインの作成については、No.5の市の考え方を御参照ください。</p> <p>また、生物多様性について、より多くの人に関心を持ってもらうため、各種媒体による周知や生物多様性講演会の実施を通じて、市民の理解を深めていきます。</p>
25	16 64	「ハイブリッド開催」とは（P. 64にも「ハイブリッドセミナー」がある。）	「講演会のハイブリッド開催」とは、会場で行う対面型の講演と、Web会議システム等を利用したオンライン講演を同時に開催することです。
26	17	モリアオガエルの成体展示をしたことが生物多様性に関する情報発信に取り組んだと記載がありますが、これもひどい話です。清水谷から持ってきて駆除しているはずのモリアオガエルをどうして展示するのでしょうか。タウンニュースなどでも取り上げられて、担当課は喜んでいましたが、清水谷にはモリアオガエルを取りに来る人がいるようになりました。その人たちが捕獲したモリアオガエルを違う場所に放せば、また被害が拡大することになります。何を考えているのか、理解できません。	<p>モリアオガエルについては、毎年継続的に泡巣の駆除を実施し、根絶を目指しています。成体展示は、駆除対象となっている生きものの姿を実際に目にすることで、国内外来種の問題を知り、問題を具体的に捉えていただくことを目的として実施しています。この展示により、市民の方からは多くの反響をいただいています。</p> <p>モリアオガエルをはじめ、国内・国外問わず外来種の問題は、その影響の大きさが十分に知られていないことが被害拡大に繋がります。御指摘のとおり一定のリスクはありますが、実際に市内で国内外来種として定着し、問題が認識されている種を啓発に用いることは、身近な問題として認識してもらえるという点でメリットが大きいと考えています。</p>

No.	ページ	意見の内容	市の考え方
27	20 21	<p>*（「茅ヶ崎市環境基本計画年次報告書（令和6年度版）」に対する市民意見及び市の考え方）の9ページ、No.16</p> <p>昨年に引き続き駒寄川のナガエツルノゲイトウについてお聞きします。</p> <p>前年、令和6度版の環境基本計画年次報告書に対する市民意見で、「審議会で委員より、ナガエツルノゲイトウの情報を市民から集める工夫をしたらどうかという提案が出て、半年が経つがどうなっていますか*」と質問し、市からの考えてとして、「ナガエツルノゲイトウについては、今後の状況に応じて対応を検討していく。市民からの情報を集める工夫について、引き続きその具体的な手法について検討していく*」という返事をいただいているが、検討した結果について教えてください。</p> <p>また、平成6年度に浚渫を行う、と下水道河川管理課からお返事をもらいましたが、まだ浚渫は行われていません。これは検討した結果なのでしょうか。</p>	<p>ナガエツルノゲイトウに関する情報については、昨年度の環境審議会において委員から御提案をいただいたことを受け、市としても他自治体の事例について情報収集を行っています。</p> <p>市民から外来種に関する情報を集める手段としては、ホームページ上に情報投稿フォームを設ける、メールや電話で受け付けるといった手法を用いている自治体が複数ありました。通報の手段を設ける場合、同時に通報後の対策についても検討する必要があります。</p> <p>今後は通報後の対応を実施できるだけの人員の確保や、情報の利活用に関して更なる検討や府内調整が必要と考えています。</p> <p>現地を確認した結果、浚渫に至る状況ではありませんでした。流路の閉塞等が懸念される場合は浚渫を実施します。</p>
28	20 21	<p>成果2行目：「駒寄川にて確認された特定外来生物であるナガエツルノゲイトウについて、繁茂状況の確認を行いました。」、特定外来生物の繁茂状況を確認しただけで「成果」として挙げることは不適当です。せめて、「可能な限り駆除した」ということでなければ削除すべきです。</p> <p>藤沢土木事務所は、令和6年度に小出川の一部地域で駆除作業を実施しています。</p>	御意見として、今後の参考とさせていただきます。

No.	ページ	意見の内容	市の考え方
29	22	<p>参考データを見れば、一目瞭然で、農地も森林もどんどん減少しています。当たり前のこと で、人口を増やすための施策をしているため、農地はどんどん宅地化され、ますます減つ ていきます。</p> <p>また、折角森林環境譲与税ができたのに、茅ヶ崎市では民間の樹林を保全するためにこの 税金が使えるようなシステムがないために、どん どん荒れ果てた樹林が増え、それを維持でき ないために伐採されて、宅地にならない所は、 資材置き場などになっています。食い止めるた めの法律や仕組みを作る必要があるのではな いでしょうか。</p>	<p>本市の森林環境譲与税の使途については、茅ヶ崎市森林環境譲与税基金条例第7条に基づき、 「基金は、森林の整備及びその促進に関する施策を推進するための事業の経費に充てる場合に限 り、処分することができる。」と定められています。具体的には、「茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略」に位置付けられた施策を、優先順位を付けながら実施しています。</p> <p>譲与税を用いた主な事業は、以下のとおりで す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①市管理地(市が維持管理に携わる市有林や特 別緑地保全地区)における継続的な森林整備</li> <li>②特別緑地保全地区の用地取得促進</li> <li>③地域産木材の利活用促進</li> </ul> <p>譲与税は私有地にも使用できますが、限られた 財源の中で、まずは市管理地の整備を優先して います。樹木伐採は費用がかかるため、譲与税に加 え一般財源も用いて事業を実施しています。</p> <p>また、北部緑地の買取りにあたっても、財源と して活用しています。</p>

## 政策目標2 良好な生活環境が保全されているまち について

No.	ページ	意見の内容	市の考え方
30	全般	<p>茅ヶ崎市の生活環境についての記載について、非常にまとまっていて読みやすいものでした。こういった情報を定期的に報告書としてあげてくれるの非常にありがたいものだと思っております。</p> <p>その上で一つお願いがあるのですが、最近の生活環境で非常に迷惑だと思うものに、一般家庭での薪ストーブの煙害を取り上げてほしいのです。</p> <p>最近、近隣でも薪ストーブを設置する家庭が増えてきていて、私を含めた近隣の住民の生活環境は決して良いものであるとは言えない状況にあります。</p> <p>ただ、薪ストーブについては、法律や条令での規制はなく、市庁での対応も難しいと伺っております。</p> <p>今後も薪ストーブを設置する家庭は増えていくと思いますし、大きな問題になる前に、まずは現状を把握するという意味でも、こういった報告書に薪ストーブの状況を取り入れて貰えないでしょうか。</p>	<p>本年次報告書は、環境基本計画に基づく取り組みや施策を掲載しているものであるため、現状では薪ストーブに関する記載をすることはいたしかねます。</p> <p>薪ストーブの煙や臭いにつきましては、御意見のとおり、法律や条例で規制されるものではございません。そのため、市ではホームページで薪ストーブの使用について注意喚起とともに、広報紙でも適切な利用についてお願いをしています。</p> <p>薪ストーブからの煙や臭いの原因は、十分に乾燥した薪を使用していなかったり、適切な使用がされていないことに起因することもありますので、今後も各種広報媒体を通じた注意喚起をしていきます。</p>

No.	ページ	意見の内容	市の考え方
3 1	全般	<p>様々な環境への取り組み誠にありがとうございます。</p> <p>常々思っておりましたことをこの機会にお伝えしたいと思います。</p> <p>ビーチでのB B Qや飲酒について禁止にすることはできないでしょうか。多くの方が楽しんでおられるのも重々承知しておりますが、GW過ぎからのB B Qや飲食がそのままビーチに残っていることが海やビーチを汚している主要因だと考えております。マナーを守って楽しんでおられる方も多いとは思いますが、そうでない方々により、湘南のビーチ・海が汚されていくのはとても悲しく、許しがたいです。</p> <p>私の知る限りではありますが、カリフォルニア州などではB B Qや飲酒を禁止にしていたと思いますし、決して厳しいルールではないと考えます。</p> <p>B B Qのサービスで商売をされている方の利益を毀損する懸念があるようであれば、全面禁止とは言わず管理された特定の場所に絞って可能とするなど、とにかくごみの不法投棄の防止・管理することが重要と考えます。</p> <p>冬の間、人が減る時期の海のきれいさを真夏にも満喫したいですし、子供たちにも楽しんでもらえるような環境になってくれたらと願うばかりです。</p> <p>ご検討のほど、何卒よろしくお願ひいたします。</p>	<p>ビーチでのB B Qや飲酒に限らず、海岸でのごみの放置や投棄は、市民共有の財産でもある海が汚れ、自然環境面からも望ましくありません。</p> <p>しかしながら、一部のモラルのない人々による行動を規制するために、海岸でのB B Qや飲酒を禁止することは難しいと考えます。</p> <p>本市では「茅ヶ崎市民の美しく健康的な生活環境を守る条例」の中で、海岸を含む公共の場所へのごみの投棄や放置は禁止し、違反した者に対し2万円以下の罰金を規定しています。</p> <p>ゴールデンウィークや海水浴シーズンなどは、海岸でのごみの持ち帰りについての啓発活動も行っていますので、引き続き関係機関や関係団体とも協力し、海岸でのごみの持ち帰りについて広く周知啓発をしていきます。</p>
3 2	2 5	「ポイ捨てや不法投機が減り、良好な、」の根拠はどの資料からか。	<p>「ポイ捨てや不法投機が減り、良好な…」との記載は、政策目標2における10年後（令和12（2030）年度）の茅ヶ崎市の将来像として示したものです。</p> <p>この将来像の達成状況を評価するため、環境基本計画において政策指標を設定しています。ポイ捨てや不法投棄に関しては、市民アンケートの「まちのきれいさに」を政策指標にしています。</p> <p>また、本報告書では、ポイ捨て防止に関する啓発看板の配布数や、不法投棄の監察日数等を記載し、取り組みの進捗状況を示しています。</p>

No.	ページ	意見の内容	市の考え方
3 3	2 7	『茅ヶ崎の環境』を精査すると地盤沈下の問題があった。また、基準内ではあったが「航空機騒音」についても言及すべき。航空機騒音、地盤沈下は典型7公害である。	「茅ヶ崎の環境」に記載のとおり、航空機騒音の測定や、地盤沈下防止のため地下水採取量調査及び水準測量を実施しています。 一方で、環境基本計画の策定時において、航空機騒音等は課題が少なかったことから、施策指標としなかった背景があります。いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。
3 4	2 8	今、水環境で大きな話題となっているフッ素系化合物(ピーファス)についても言及すべきでは。	御意見として、今後の参考とさせていただきます。
3 5	3 4	施策指標①「景観資源の累計指定件数」とは説明が不足。	景観資源とは、景観法や景観条例に基づき指定する「景観重要公共施設」、「景観重要建造物」、「景観重要樹木」及び「ちがさき景観資源」の4つを総称するものです。

### 政策目標3 資源を大切にする循環型のまち について

No.	ページ	意見の内容	市の考え方
36	37	<p>政策目標 3（10年後の茅ヶ崎市のイメージ）に、『家庭ごみについて「家庭では水切り等の徹底や食品ロスを減らす取り組み等が広がり家庭から出される燃やせるごみが減っています。使い捨てのプラスチック等の使用が抑制され、紙類等資源物の分別も徹底されており、市民1人が1日当たりに排出するごみの量が少ないまちになっています。』と記載されています。</p> <p>上記について、前年度（令和6年度版）の記載と同じ内容となっていますが、前年度と同じ状況で変化はないのでしょうか。10年後の茅ヶ崎市の状況を推定するとその年度なりの何らかの進展があるのではないかでしょうか。</p> <p>令和7年度版としての新しい記載が欲しいと思います。</p> <p>最近の国の資源循環型社会の施策は、地球温暖化対策、2050年までのカーボンニュートラル・それに向かっての2030年までの中间目標、脱炭素政策、グリーン成長戦略、食品リサイクル法、小型家電リサイクル法、プラスチック資源循環法等多くの施策が次々と進められています。これらを全て記載しなくともこれらの背景を踏まえて、市民への情報提供を含めた序文にしたらと考えます。</p> <p>具体的に、茅ヶ崎市関係に限っても、下記項目における市の施策の概要、方針等可能な限りの内容で提示して頂ければと思います。</p> <p>①茅ヶ崎市ごみ焼却処理施設 処理能力：360t／日（120t／日×3炉） 竣工：1995年9月⇒竣工後30年になります。 検討点：建設当初のごみ質、ごみ量が変わっている。⇒見直し必要 施設寿命からすると更新時期が過ぎている。⇒更新計画必要 全体として処理やリサイクルだけでなく、LCAの面からも再確認が必要だと思います。 参考：必要処理能力試算（係数を単純化して試算、リサイクル率、設備係数含まず）</p>	<p>各政策目標における「10年後の茅ヶ崎市のイメージ」は、令和3年度の計画策定時に想定した将来像であり、毎年度更新するものではないため、同一の内容を掲載しています。</p> <p>目標に対する取り組み進捗状況については、令和6年度実績の事業評価、現況値、各施策における主な取り組み内容を御参照ください。</p> <p>御指摘のとおりごみ処理施設については、竣工から30年が経過しています。今後の整備については、現施設の延命化を目的とした基幹的設備改良工事の実施や、湘南東ブロック（本市、藤沢市、寒川町の2市1町）における施設の集約化を検討しています。</p> <p>本市では灰溶融システムは設置していません。焼却残渣の処理については、民間事業者へ委託し、溶融処理、焼成処理、セメント化処理等による焼却残渣のリサイクルを推進しています。</p> <p>灰溶融システムは、燃料費を要するものの、スラグの路盤材への利用、金属、レアメタルの回収等再資源化の観点から、有効な手段と考えます。課題としては、首都圏の自治体間で再資源化事業者の獲得競争にならないか懸念されます。</p> <p>最終処分場については、地元住民との協定により、埋立期間は令和16年3月31日までとなり、それまでに満杯とならないよう計画しています。それ以降の焼却残渣の処理については、前述の再資源化事業者に全量委託する計画であるため、新しい最終処分場を建設する計画はありません。</p>

	<p>市民1人当たりのごみ排出量<math>\approx 0.7\text{ kg}</math>／人・日、人口<math>\approx 23</math>万人、      年間稼働日数<math>\approx 300</math>日／365日とした場合</p> <p>ごみ焼却必要処理量  <math>0.7\text{ kg}/\text{人}\cdot\text{日} \times 23\text{万人} \times 365/300\text{日}/\text{年} \div 1,000 = 196\text{ t}/</math></p> <p>②焼却灰処理システム      当初設置した灰溶融システムは現在どのようになっているか。      灰溶融は燃料費（電気代）が多く掛かるが見直しの必要はないか。      焼却灰の減容化の他に溶融スラグの有効利用先があるか。      課題があれば今後の施策に組込む必要があると思います。</p> <p>③最終処分場      現状の最終処分場で、10年後までに満杯にならないか。      新しい処分場を設ける場合は周辺住民との協議が必要となります。</p>	
--	---	--

## 政策目標4 気候変動に対応できるまち について

No.	ページ	意見の内容	市の考え方
37	52 54	<p>最も身近な再生可能エネルギーとして「太陽光発電システム」があり、基本計画に組込まれて導入推進が記載されておりますが、実績の事業評価欄での記載は抽象的な記載と感じます。基本計画の推進には多くの市民の協力が不可欠であり、より多くの市民活動団体にも声掛けして頂いて、更なる協力を得ての報告書として頂けたらと感じます。</p> <p>身近な公共施設としては、市民活動サポートセンター、公民館、コミュニティーセンターがあると思いますが、これらの施設には太陽光発電システムが設置されています。これら公共施設で、実際の太陽光発電システム例を参考にして、これから太陽光発電を自宅で設置したい市民が希望すれば、設置のアドバイスが可能な相談体制を設けたら如何でしょうか。</p> <p>公共施設の設置例として、市民活動サポートセンターの屋根に設置した太陽光発電システムがあります。これは、グリーン電力基金と市民の協力を得て設置した市民立太陽光発電設備ですが、この設備で発電した電力はサポートセンターの使用電力を賄い、余剰電力は売電されています。また、現在はサポートセンター照明の省エネ対策、余剰電力の蓄電設備も備えています。これらの発電実績について、市民に対する太陽光発電設備導入サポート業務の推進策として検討をしたら如何でしょうか。</p> <p>また、最近は新しい太陽光発電システムとして、薄型軽量のペロブスカイト太陽電池利用の新しいシステムが開発され、各地で実証が進み、国も後押ししています。この例として、藤沢市内で薄型太陽電池を一般住宅に組み込んだ実証設備が稼働しています。太陽光発電は再生可能エネルギーの中でも中心となっているエネルギー源でもあります。</p> <p>国では、環境基本計画と共に関連施策としてエネルギー基本計画も策定しており、現在第7次エネルギー基本計画の策定を行っていて、随時ホームページ等で状況報告をしています。これらの現状動向を踏まえて対応方法、記載方法はいろいろあると思いますが、本市の環境基本計画にも反映、記載して頂けたらと思います。</p>	<p>温室効果ガス削減には、太陽光発電システムの導入推進が効果的であり、公共施設のほか、住居、会社、工場等の屋根に設置していくためには、市民、事業者の皆さまの協力は必要不可欠です。太陽光発電設備を自宅に設置したい方に対する相談体制として、窓口ができるることは大変意義があると考えます。</p> <p>一方、補助申請等の事務手続きだけでなく、設置のアドバイスとしては建築や電気の技術に精通した職員を配置する必要性があると想定され、人材確保や専門家との連携体制の構築に対する課題をどのように解決できるかがポイントになると考えます。</p> <p>公共施設の発電実績をお示しし、太陽光発電設備を設置した結果どのような効果があるのか環境への貢献度や節減額による経済メリットなど「見える化」することで、太陽光発電設備事業者等に相談する前段階で一定のイメージができると考えられます。</p> <p>ペロブスカイト太陽電池は、これまで耐荷重等が課題で設置が困難であった建物等にも設置の可能性が見込まれるため、このような次世代技術を情報収集し、活用を検討していきたいと考えています。</p> <p>上記見解をふまえてこれまで以上に太陽光発電設備の普及に向けた方策を考えていきます。</p>

No.	ページ	意見の内容	市の考え方
38	54	<p>再生可能エネルギーの1つである「風力」の視点は無いのか。</p> <p>市内の小中学校に設置されている「立派な風車」の有効活用はされていないのか。</p> <p>施策指標の②「太陽光発電システムを導入済の割合（市民）」、③「太陽光発電システムを導入済の割合（事業者）」は、現況と将来の目標値の展開がおかしい。</p>	<p>本市の風況や立地など地域特性上、風力発電には適していないと認識しています。</p> <p>また、市内小中学校の小型の風力発電設備は、設置から15年以上経過し、外灯などの照明に活用しています。</p> <p>施策指標②及び③について、施策指標①の目標値で見ると、その割合がさらに高い展開であることが必要と認識しています。現在、環境基本計画の中間見直しを行う中で、温室効果ガス削減目標を修正しています。また、施策構成の見直しに伴い、指標の見直しも行っています。</p>
39	58	<p>県環境科学センターの「市民参加による暑さ指数調査」に毎年参加しているが、暑さ指数計（輻射温度計）測定の必要性に関する解説が不足。市役所内に指数計の設置、活用している記載があるが、市内の学校に積極的に配布、活用するべき。（私も市民参加時に購入した。400円程度）。</p> <p>地球環境問題の解決策としては、『クーリングシェルターとウォームシェルターとをセット』で行う必要がある（環境省でも同様の目標を掲げている）。</p>	<p>暑さ指数は、生命、健康に影響を及ぼす熱中症の危険性を示す有効な指標であると認識しています。御意見のとおり、児童・生徒を健康被害から守り、また、熱中症予防に対する意識向上でも学校に設置することは重要であると考えています。</p> <p>また、ウォームシェルターはクーリングシェルターと違い、茅ヶ崎の気候では生命、健康の危険を回避するよりは、暖かさをシェアすることにより地域のエネルギー消費量を削減し、地球温暖化対策に寄与するものと認識しています。</p> <p>暑さ指数計の設置やウォームシェアの周知啓発について、引き続き検討・発信していきます。</p>

## 政策目標5 環境に配慮した行動を実践するまち について

No.	ページ	意見の内容	市の考え方
4 0	6 7	右側下の各種研修会。環境省の環境調査研修所では、ここに掲げた分野以外にも「自然環境調査系(市民団体との協働など)」があるので積極的に参加、派遣して職員のスキルアップに繋げてほしい。	御意見として、今後の参考とさせていただきます。
4 1	5 6 1 6 2 6 6 6 8 6 9 資- 1 2 資- 2 3 資- 4 6	環境活動とは意味不明。「環境活動の促進」は「環境保全活動等の促進」に、「環境活動の推進」は「環境保全活動の推進」に	「環境活動の促進」については、自然環境の保全にかぎらず、環境に関するあらゆる活動を含めて記載をしています。

## 資料編 について

No.	ページ	意見の内容	市の考え方
4 2	資－38	緑化ガイドラインの作成。具体的な取組は、何故なら毎年同じで具体的な行動の進展が見られない。	緑化ガイドラインの検討内容としては、過去に市が検討してきた内容の確認とともに、開発行為時に条例に基づき設けることが規定されている緑地の緑化指導内容の精査を実施しました。この緑化指導の内容が、今後作成していく緑化ガイドラインのベースと考えています。
4 3	資－40	施策⑦公害防止対策の推進に、『茅ヶ崎の環境』の精査を入れる。典型七公害に係る「航空機騒音」、「地盤沈下」等の調査が行われている。	主な取り組みについては「茅ヶ崎の環境」を精査したうえで、次年度以降の記載内容を検討させていただきます。
4 4	資－47	<p>『用語集』全体。</p> <p>暑さ指数：暑さ指数は単純に気温のみで決まるものではなく、湿度と輻射熱（これが重要。）からなる指標であることが重要であり、暑さ指数計の写真（特に、輻射熱を計測する黒球部分）を添付して詳細解説のこと。</p> <p>エコドライブ：「簡単に実施できる」とは意味不明</p> <p>外来種：「マングース～侵略的外来種と呼ぶ」までを削除。</p> <p>「気候変動緩和策、適応策、変動適用法」：この3項目は統合して分かりやすく修文。</p> <p>自然環境評価調査：本調査の主体は、「市民」であることから「地域の市民や専門家の協力を得て、市域全体を対象に、良好な自然環境を指標する生きものの分布を調査、評価するための調査のこと。」に修文。</p> <p>ゼロカーボンシティ：茅ヶ崎市が指定されていることを記載</p> <p>特定外来生物：トキワツユクサは特定外来生物には指定されていない（少なくとも、令和2年1月2日改訂の環境省パンフには重点対策外来種の指定はあるが、特定外来生物ではない。毎年、検討会が実施されて、最新情報による見直が行われているため、再度確認のこと。</p>	御意見として、今後の参考とさせていただきます。